

平成 27 年度 入札・契約制度の改善について(概略)

1. 入札者数の取扱いの緩和

- ・一般競争入札及び公募型指名競争入札は、**1者応札を有効**とする。
- ・平成 27 年 4 月 1 日以降において、**当分の間**適用する。

2. 入札制度の改善

(1) 低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格の改正

対象工事【対象工事の改正】

予定価格が **5000 万円以上（建築一式工事 7000 万円以上）の工事**を対象とする。[**最低制限価格：5000 万円未満（建築 7000 万円未満）**]

基準価格の算定方法【算定方法の改正】

建設業者の真の技術力・経営力による競争性を損ねる弊害が生じないように、**算定方法を変更**する。（様式第 1 号の改正）

調査基準価格の範囲【上限の廃止】

一部の工事で、受注者が最低限必要な利益を確保できない恐れがあることから**上限を廃止**する。

(2) 最低制限価格、調査基準価格の公表【新規】

- ・低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を、契約を締結した後、**速やかに公表**する。

3. 建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正

(1) 工事費内訳書の提出

- ・入札契約適正化法の改正により、ダンピング受注の防止等のため、金額にかかわらず、**入札に付す全ての公共工事について内訳書の提出**を義務化。

(2) 施工体制台帳の提出

- ・入札契約適正化法の改正により、**施工体制台帳の作成及び提出**の範囲が、金額にかかわらず**下請契約を締結する全ての場合**に拡大。

4. 施行日

- ・上記改正は全て**平成 27 年 4 月 1 日以降**に入札公告又は指名通知を行う工事について、適用する。